

東日本大震災に係る被災者生活再建支援金の申請期間の延長について

令和7年1月20日
福島県生活拠点課

被災者生活再建支援法施行令第4条第4項に基づき、下記のとおり延長することとしたので、お知らせします。

記

1 延長する期間

基礎支援金、加算支援金 12か月（令和7年4月11日から令和8年4月10日）

2 延長の対象市町村

(1) 基礎支援金

富岡町、大熊町、双葉町、浪江町（4町）

(2) 加算支援金

富岡町、大熊町、双葉町、浪江町（4村）

※ 飯舘村については、令和7年4月10日をもって終了します。

3 2の対象市町村について延長する理由

帰還困難区域を有する4町は、申請期間内に被害認定や家屋解体工事が完了できていないことから基礎支援金及び加算支援金の延長が必要である。